

● 勝山市議会災害対策支援本部会議

8月の大雨災害を受け、市議会では災害対策支援本部会議を開催し、9月8日に理事者から被害状況や市の対応について説明を受けました。

今回の大雨は人的被害はなかったものの、住宅浸水をはじめ、道路、河川、農業関係、林業施設など市内各地で多数の被害が確認されました。その他、災害廃棄物処理や災害ボランティアセンターの開設、被災者への各種支援など、市の対応状況についても報告がありました。

議員からは、林道の被害確認へのドローン活用、夜間など避難が困難な要配慮者への対応、避難所での食事の確保、被害情報を区長や農家組合長などと共有・集約する仕組みなどについて、意見や確認がありました。

● 議会運営委員会

◆ 勝山市議会ハラスメント防止条例の制定について

議員によるハラスメントを未然に防ぎ、互いに尊重し合える環境づくりと、市民から信頼される議会を目指し、議員提案による「勝山市議会ハラスメント防止条例」(※)を審査し、採決の結果、原案のとおり可決することに決しました。本条例の制定を機に、ハラスメント防止を徹底し、健全な議会運営に取り組んでまいります。

【条例の概要(抜粋)】

- 適用範囲** 市議会議員が、他の市議会議員または市職員（特別職を含む。）に対して行ったハラスメントに関し生じた問題
- 相談窓口** (1)外部の第三者（ハラスメントにかかる専門的な知識を有する者）
(2)議会事務局
- 調査・審査** 会議に諮ってハラスメント対策特別委員会を設置することができる。
また、当該委員会は、必要と認めるときは弁護士等の有識者から意見を聴取することができる。

条例の全文は勝山市HPの
議会だよりNo.101のページで
ご覧いただけます



かつやま議会だより

【審査経過】

審査では、主に、外部の有識者の意見を取り込む仕組みをどのようなかたちにするかが争点になりましたが、地方自治法第100条の2の規定を活用して、条例案のとおり特別委員会を設置して、必要に応じて弁護士等の有識者から意見を聴取する方が適切との意見が多数を占めました。

また、条例制定の前に専門家から意見を聞いて参考にしたいとの提案もありましたが、採決の結果否決となりました。

【討論の主な内容】

〈反対討論〉

- ・ハラスメント防止は必要だが、本案は不十分である。また議会の影響を排除するには第三者機関の規定が不可欠。
- ・公正性とプライバシーを守る基本的手順や運用の見通しについて十分に確認ができていない。もう少し審議を重ねるべき。

〈賛成討論〉

- ・公的な立場にある議員としてハラスメントは断じて許されない。条例を制定することで未然に防ぎ、議員同士改めて襟を正すべき。
- ・最終的な判断は、自律権を有する議会が行うのが地方自治法の本旨である。

(※) 令和8年6月定例会に提出された議案第12号は継続審査となっていました。より実効性の高い体制に見直すため、9月14日に一旦撤回され、翌15日に再度同名の議案第30号が提出されました。